

社会福祉法人 明和会「陽だまり倶楽部」
介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護
事業運営規定

令和4年4月1日制定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人明和会が実施する介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護事業「陽だまり倶楽部」(以下事業者という)の運営について必要な事項を定め、要介護者及び要支援者について、サービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、又はその居宅に伺い、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護及び支援その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(事業方針)

第2条 本事業の実施に関しては、次のことを基本として取り組むものとする。

- (1) 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 事業者は、利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス・伺いサービス・泊まりサービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。
- (3) 事業者は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画・小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (5) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護における従業者は、その介護の提供に当たって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- (6) 事業者は、その介護の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- (7) 事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (8) 協力医療機関との間で、利用者の症状の悪化や感染症等により急変した場合等の入院等を含む対応体制、また、普段からの勉強会等の研修開催、利用者の病歴等の情報共有を行うことを協定書により締結し、利用者が安心した生活が行えるように取り組む。また、協力医療機関との連携で新興感染症やその他感染症発生時の対応を行う体制を確保すること。

- (9) 事業者は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続かないようにする。
- (10) 事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- (10) 事業者は、自らその提供する介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の評価機関による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。
- (11) 事業者は、地域に開かれたサービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置し概ね二ヶ月に一回以上運営推進会議を開催する。

(名称)

第3条 本事業を実施する事業所の名称は、「陽だまり倶楽部」という。

(事業所の所在地)

第4条 本事業を実施する事業所を、福岡県八女市高塚212番地に置く。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- (1) 管理者 1名(常勤とし、従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。)
- (2) 介護支援専門員 1名(利用者の心身の状況、希望又はその家族の希望及び利用者の置かれている環境を踏まえ、他の介護従業者と協議の上、援助の目標を達成するためにサービス内容等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画・小規模多機能型居宅介護計画作成を行う。)
- (3) 看護職員及び介護職員 常勤換算方法で利用者3名に対し1名、その端数を増すごとに1名以上、訪問サービスの提供に当たる介護職員を1名以上。(利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行う。)

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業の営業日は365日とし、営業時間については24時間対応とする。ただし、通いサービスについての営業時間は午前10時～午後4時までとする。

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第6条 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護の登録定員は29名、1日当たりの通いサービスの利用定員は18名以下、宿泊サービスの利用定員は9名とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 利用者に対し介護計画に基づき下記のサービス提供を行い、事業者は利用者及びその家族に説明を行う。

- (1) 介護保険給付対象サービス

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護が法定代理受理サービスであるときは、定められた利用者の負担を乗じた額とする。また各加算については重要事項説明書の通りとする。

- ① 入浴、排泄、食事等の介護
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活を送る上で必要な機能訓練
- ④ 健康保持のための適切な措置
- ⑤ 相談、援助

*上記①から⑤までの援助方法は事業所に通っていただき行うサービス（通いサービス）、事業所に泊まっていただき行うサービス（泊まりサービス）、又は自宅に伺って行うサービス（伺いサービス）を柔軟に組み合わせて提供できるようにする。

*サービスについての当事業所への問い合わせ先及び連絡先

福岡県八女市高塚 2 1 2 番地 陽だまり倶楽部

TEL 0943-30-2022 FAX 0943-22-2777

(2) 介護保険給付対象外の次のサービスの提供については実費を徴収する。

- ① おむつ代
- ② 理美容代
- ③ 日用、消耗品
- ④ 教養娯楽費
- ⑤ 歯科その他治療代
- ⑥ その他、利用者の希望により提供し施設が必要と認めた費用

(3) その他

- ① 部屋代 Aタイプ（トイレ、洗面所付 1日 2,200円）
Bタイプ（トイレ、洗面所なし 1日 1,900円）
- ② 食事代（1日 1180円（朝食230円 昼食475円 夕食475円）
- ④ 実費分の料金は、別紙料金表の通りとする

（通常の事業の実施地域）

第8条 本事業の通常の実施地域は八女市とし、地域格差が生じないように配慮する。

（利用に当たっての留意事項）

第9条 利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 八女市在住で介護認定が要支援1以上の方。
- (2) 登録制で登録をされた方。

（緊急時等における対応方法）

第10条 緊急時等における対応方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の急変により緊急が発生した場合、現場にて対応する職員は妥当適切な処置をするとともに管理者及び看護師等により関係各医療機関、主治医等への連絡

をとり往診、受診の調整を図り、必要であれば救急搬送の措置を講じる。

- (2) その他緊急時においては、緊急連絡網を活用し職員への連絡を図る。

尚、当事業所の協力医療機関は下記の通りとする。

姫野病院（総合・救急指定）、公立八女総合病院（総合・救急指定）、大石歯科（歯科及び訪問）、吉田歯科（歯科及び訪問）

（非常災害対策）

第 11 条 事業者は非常災害に次の対策を備える。

- (1) 消防設備の定期点検の実施。
- (2) 年 2 回の自衛消防総合訓練の実施。
- (3) 消火、通報及び避難誘導の部分訓練を各年 1 回以上実施。
- (4) 消防用設備具等の取り扱いの基礎訓練、防災訓練を随時実施する。
- (5) 防火管理者を定め、消防計画に準ずる計画を樹立する。
- (6) B C P の作成及び訓練

（その他運営に関する重要事項）

第 12 条 本事業は次のことに留意して事業の運営に当たるものとする。

- (1) 正当な理由なく利用を拒まないこと。
- (2) 本事業に従事する者及び従事者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報を第三者に漏らすことのないように秘密の保持に務めること。
- (3) 会議等において必要やむを得ず、利用者やその家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書等により該当者の同意を得ておくこと。
- (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護の利用には、あらかじめ利用者又はその家族に対してこの規定の概要その他利用者のサービス利用に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い理解を得ておくとともに、介護予防小規模多機能型居宅介護計画・小規模多機能型居宅介護計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等もあわせて説明を行い、理解を得ておくこと。
- (5) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めること。
- (6) 利用者からの苦情、相談、問い合わせ、緊急連絡等に対しては迅速かつ適切に対応すること。
- (7) 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問、照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- (8) 利用者に対し介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護サービス提供等により事故が発生した場合には、家族及び関係機関にその状況を速やか

に連絡するとともに必要な措置を講ずること。

- (9) 本事業の責により賠償すべき事故が発生した場合には、本事業所長の判断により速やかに相当の損害賠償を行うこと。

第13条 利用者や家族等による職員へのハラスメント行為の禁止について

事業者には職員が安全かつ健康に働けるように配慮する義務がありますので（安全配慮義務 ＊労働契約法第5条）、当事業所の職員へのハラスメント行為は一切禁止させていただきます。万一そのような行為が見受けられる際は、契約解除を含む厳しい姿勢で臨ませていただきます。また、場合によっては行政や関係機関へも報告相談を行うことがあります。

＊労働契約法第5条（使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。）

ハラスメント行為の具体例

- (1) 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）
- ①身体的暴力を振るわれた、振るわれそうになった（つねられる、引っかかる、叩かれる、蹴られる等）
 - ②物を破壊する、投げつけられるなど、恐怖を感じる行為をされた
- (2) 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけられたり、おとしめたりする行為。
- ①威圧的な言葉や態度で怒鳴りつけられた
 - ②人格や能力を否定する発言をされた
 - ③命令口調での指示や脅迫的な発言をされた
 - ④契約や制度上、提供できないサービスを繰り返し要求された
 - ⑤過大なサービス提供などを繰り返し要求された
- (3) セクシャルハラスメント：意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為。
- ①サービス提供時、不必要に身体に接触された、接触されるようなことがあった（手を握られる、抱きしめられる等）
 - ②性的な発言をされた、繰り返し言われるようなことがあった
 - ③異性による介助を故意に求められた
 - ④性的な関係を迫られた
 - ⑤アダルトビデオやヌードの写真を見せられた、見せられそうになった

附 則

(施行期日)

この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 7 年 5 月 1 日改定

各種料金表

陽だまり倶楽部

部屋代	Aタイプ 2,200 円 Bタイプ 1、900 円	
食材代	朝食 2 3 0 円、昼食 4 7 5 円、夕食 4 7 5 円	1,180 円/日
紙オムツ L 1 袋 2 6 枚入り	2, 9 0 3 円	
紙オムツ M 1 袋 3 0 枚入り	2, 9 0 3 円	
紙オムツ S 1 袋 3 4 枚入り	2, 9 0 3 円	
レギュラーパッド 1 袋 3 0 枚入り	7 8 1 円	尿取りパッド
ワイドパッド 1 袋	8 8 0 円	尿取りパッド
ワイドロング 1 袋	1, 0 8 0 円	尿取りパッド
紙パンツ L 1 袋 1 8 枚入り	1, 3 8 5 円	
紙パンツ M 1 袋 2 0 枚入り	1, 3 8 5 円	
紙パンツ S 1 袋 2 2 枚入り	1, 3 8 5 円	
尿パッド 5 番	1, 9 2 1 円	尿取りパッド
ヘアカット代	実費	
診療代・薬代	実費	